

令和6年度国保人間ドックの助成申し込み開始



市では、国保被保険者の健康保持・増進を目的に人間ドック費用の助成を行っています。なお、特定健診、がん検診(集団・医療機関健診)との重複受診はできませんのでご注意ください。

対象 次の①②を満たす人

①申込時と健診受診時に国保被保険者で、昭和25年4月1日～昭和60年3月31日生まれの人

②国民健康保険税に未納がない人

受診可能医療機関

茨城西南医療センター病院、古河赤十字病院、古河総合病院、田中医院、つるみ脳神経病院、西村外科、平嶋胃腸科外科医院、ホスピタル坂東、山中医院、友愛記念病院

定員 1,550人(多数抽選)

助成額 23,000円

申込期間 ●2月1日(木)～29日(木)☎

●2月21日(水)～29日(木)☎

※土・日曜日、祝日の窓口開庁は行いませんので、ご注意ください。

申込方法

郵送：申込窓口または市ホームページにある申込書を☎国保年金課へ提出

電子：2次元コードから申し込み

窓口：国民健康保険証を持参の上、☎国保年金課、☎市民総合窓口課、☎市民総合窓口室のいずれかへ申し込み

問 ☎国保年金課Tel.22-5111

(〒306-8601長谷町38-18)

電子申請
はこちら▶



シルバーリハビリ体操教室の申し込み開始

対象 市内在住で、シルバーリハビリ体操に興味がある65歳以上

講師 シルバーリハビリ体操指導士

申込 希望のグループを一つ選び、各会場で申し込み

※会場ごとの参加状況により、年度途中の申し込みも可。

問 ☎高齢介護課Tel.92-4921



グループ(会場)	曜日	定員(人)	申し込み日程	受付時間
古河福祉の森会館①	第1・3金曜日	30	2/16、3/1、3/15	9時45分～ 11時15分
古河福祉の森会館②	第2・4金曜日	30	2/9、3/8、3/22	
古河断熱東公民館①	第1・3水曜日	50	2/7、2/21、3/6	
古河断熱東公民館②	第2・4水曜日	50	2/14、2/28、3/13、3/27	
古河断熱中田公民館	第1・3火曜日	50	2/6、2/20、3/5、3/19	
ヤクルトはなももプラザ	第2・4水曜日	50	2/14、2/28、3/13、3/27	
いちょうプラザ	第2・4金曜日	30	2/9、3/8、3/22	
古河歴史博物館	第1・3金曜日	15	2/2、3/1	
健康の駅	第2・4火曜日	20	2/13、2/27、3/12、3/26	
中央公民館	第2・4火曜日	20	2/13、2/27、3/12、3/26	
ユースセンターKI防水	第2・4金曜日	50	3/8、3/22	
つつみ公民館	第1・3月曜日	25	2/5、2/19、3/4、3/18	
三和農村環境改善センター	第1・3水曜日	30	2/7、2/21、3/6	
三和地域福祉センター	第2月曜日	30	2/19、3/18	
野本電設工業コスモスプラザ	第2・4金曜日	60	2/9、3/8、3/22	

※日程表は各会場に置いてあります。

ネーミングライツのパートナー企業を募集します

7月に契約期間満了となる2施設について、パートナー企業を募集します。市では、この事業で得られた費用を活用して施設の運営維持を図っています。愛称には企業名や商品名等を含めることもできるため、ぜひ、古河市の市有財産を貴社の広告塔としてお使いください。

募集施設 古河市中央運動公園、古河市ネーブルパーク

契約期間 3年～5年

対象 民間事業者(法人に限る)

※別途、資格要件があります。

募集期限 3月29日(金)☎

※随時募集中の施設もあります。詳細は、市ホームページをご覧ください。

問 ☎財産活用課Tel.92-3111(〒306-0291下大野2248)



新型コロナワクチン接種のご案内

新型コロナワクチンを全額公費(無料)で接種できる期間は3月31日(日)までです。医療機関によって最終実施日が異なりますので、予約の際にご確認ください。

また、予約受け付け・コールセンターの運営は3月22日(金)で終了します。2月以降は接種体制の縮小や駆け込みの予約が増えることから混雑が予想されるため、希望する人は早めの接種をご検討ください。令和6年度の接種体制については、広報古河3月号でお知らせします。

※実施中の「令和5年秋開始接種」は1人1回のみ接種できます。

問 ☎コロナワクチンコールセンターTel.23-2567



低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金の申請終了

食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援として給付金を支給しています。重複申請はできませんので、ご注意ください。

支給額 児童1人当たり一律5万円

対象【ひとり親世帯】

・令和5年3月または4月分の児童扶養手当受給者(申請不要、5月31日支給済み)

・公的年金等受給者で令和5年3月・4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(要申請)

※児童扶養手当の支給制限限度額を下回る人のみ。

・食費等の物価高騰の影響を受けて、収入が児童扶養手当の受給対象となる水準に下がった人(要申請)

【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯】

・令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯

帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給対象者[申請不要、5月31日支給済み]

・平成17年4月2日～平成20年4月1日生まれの児童のみを養育しており、令和5年度住民税均等割が非課税の人(要申請)

・食費等の物価高騰の影響を受けて、収入が住民税非課税相当になった人(要申請)

申込期限 2月29日(木)☎

申込・問 ☎子ども福祉課Tel.92-3111

(〒306-0291下大野2248)

